

群馬県防災ヘリコプター
運航管理業務委託事業

入 札 説 明 書

令和7年10月
群 馬 県

「群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託事業」に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年10月17日（金）

2 総合評価一般競争入札に付する事項

（1）委託業務

群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託事業（以下「本件」という。）

（2）委託業務仕様

「群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託仕様書」（別添資料1。以下「仕様書」という。）のとおり

（3）委託期間

令和8年1月1日（木）から令和12年12月31日（火）まで

（4）委託場所

群馬県防災航空センター（群馬県前橋市下阿内町377-2）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本調達、総合評価一般競争入札とする。

入札に参加する者の資格は、次の要件を全て満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- （3）本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

- (4) 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者であること。なお、この公告の日現在で同名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年11月7日（金）までに、群馬県会計局会計管理課に登録申請を行い、入札日の前日の午後4時までに、同名簿の登載を確認し群馬県防災航空センターへその旨連絡すること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業及び同条第21項に規定する航空機使用事業の許可を受けていること。

4 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、上記3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）及び消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税（免税）事業者届出書（以下「申請書等」という。）（別紙様式2）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

①提出期間 令和7年10月17日（金）から令和7年11月4日（火）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日

午前9時から12時及び午後1時から午後5時まで

②提出場所 〒379-2142 群馬県前橋市下阿内町377-2

群馬県防災航空センター

電話 027-265-0200

③その他 申請書等は、原則として、持参又は郵送により提出するものとする。

- (2) 申請書等を提出した者は、契約担当者に説明し、又は協議に応じる義務を負うものとする。また、本県が求める仕様に達しない者は、提出した書類の内容変更に応ずべきものとする。

- (3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年11月6日(木)までに通知する。
- (4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨を通知する。
- (5) その他
- ①提出された書類は、返却しない。
 - ②上記(2)によるもののほかは、提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札説明書等の交付期間及び交付方法

入札説明書、仕様書、申請書等を次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和7年10月17日(金)から令和7年10月27日(月)までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日

午前9時から12時及び午後1時から午後5時まで

(2) 交付方法

原則として、群馬県ホームページから取得すること。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、4

(1)の場所で交付を受けること。

6 入札説明会

入札説明会は開催しない。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年11月28日(金)午後2時

郵送による場合は書留郵便とし、令和7年11月27日(木)午後4時までに群馬県防災航空センター所長あて親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託事業入札書在中」と朱書きすること。

(2) 場所

群馬県前橋市下阿内町 3 7 7 - 2

群馬県防災航空センター 会議室

(3) その他

入札の執行にあたっては、確認通知書（写しでも可）を持参又は郵送すること。

8 入札の方法に関する事項について

- (1) 本件入札は、総合評価一般競争入札方法により行う。
- (2) 入札者は、「入札書」（別紙様式 3）の他、総合評価に必要な書類（以下「総合評価のための提案書」という。）を提出しなければならない。必要な書類の種類及び部数等については、「9 評価に関する事項について」による。
- (3) 入札書は、封筒に入れ、委託業務名及び住所・氏名を記載して提出すること。
- (4) 入札は、入札者本人又はその代理人が入札書を提出すること。
- (5) 代理人が入札をする場合は、入札前に「委任状」（別紙様式 4）を提出すること。
- (6) 入札者本人又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (7) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係わる課税事業者である場合は消費税等抜きを、免税事業者である場合は見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 提出した入札書及び総合評価のための提案書については、書換え、引替え又は撤回は認めない。
- (9) 第 1 回の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者がいないときは、第 3 回目まで入札を行うことがある。
- (10) 開札は、入札終了後直ちに 7（2）に掲げる場所において行う。なお、その際入札者本人又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行う。

- (11) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると入札関係職員が認める場合のほか、入札場を途中退場することはできない。
- (12) 入札場において、次の各号に該当する者は当該入札場から退場させる。
- ①公正な競争の試行を妨げ、又は妨げようとした者
 - ②公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (13) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (14) 入札保証金は、規則第173条第1項第2号の規定により、免除する。

9 評価に関する事項について

(1) 提出期限及び提出書類等

①提出期限

令和7年11月21日（金） 午後5時まで

②提出書類及び提出部数

総合評価のための提案書

正本1部

副本5部

③提出場所

〒379-2142 群馬県前橋市下阿内町377-2

群馬県防災航空センター

電話 027-265-0200

④その他

原則として、持参又は郵送により提出するものとする。

持参による受付は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く日の午前9時から12時及び午後1時から午後5時までとする。

郵送による場合は書留郵便とし、令和7年11月21日（金）午後5時までに群馬県防災航空センター所長あて親展で必着のこと。また、封筒に「群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託事業提案書在中」と朱書きすること。

(2) 提案書に関する事項

①全般

②の各項目で構成し、正本（１部）及び副本（５部）の左肩１点を綴じ、提出すること。

用紙はA４版とし、両面印刷とする。

②提案内容

別途配付する「群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託事業提案書」（別紙様式５）に基づき提案すること。

- ・ 運航運送事業の実績年数に関する評価
- ・ 特殊飛行実績の種類及び防災運航実績年数に関する評価
- ・ 運航従事者に関する評価
- ・ 安全教育について
- ・ 運航、整備実績について

(3) ヒアリング等

提案書の内容を深く理解するため、審査委員から提案書等に対し質問等ヒアリングを行うことがある。実施する場合の日時等詳細については、各入札者に対し別途通知する。

10 入札の無効に関する事項について

次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の入札
- (2) 4（１）の書類に虚偽の記載を行った者がした入札
- (3) 入札者が同一の入札について、２以上の入札書を提出したとき
- (4) 入札に際し、不正の行為があったとき
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- (6) 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき
- (7) 郵送による入札をする場合で、送付された入札書等が定められた日時及び場所に到着しない入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したとき

1 1 落札者の決定方法等に関する事項について

落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式にて、次のとおり実施する。

(1) 低入札価格調査制度の適用

- ①当該入札においては、調査基準価格を設定する。
- ②調査基準価格を下回った入札者は、11(2)の技術点及び価格点の合計点数が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。
- ③調査基準価格を下回った入札者は、入札後に、当該入札価格の根拠となる詳細資料を提出しなければならない。
- ④調査基準価格を下回った入札者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

(2) 落札者の決定方法

落札者は、総合評価のための提案書の提案内容が仕様書の要求を全て満たし、予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者であって、かつ、次により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者のうち、合計点数が次に高い者を落札者とする場合がある。

①技術点

技術点は、「評価基準表」(別添資料2)に基づき、「群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託事業入札参加資格審査委員会」が総合評価のための提案書を審査して、次により算出する。

なお、技術点の満点は、300点とする。

- (ア) 評価項目単位の採点 総合評価のための提案書の記載内容により0点から45点までの評価とする。

- (イ) 技術点 評価項目点を集計し、審査委員の合計点を算出し、その平均を当該入札者の技術点とする。なお、技術点に端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入する。

②価格点

価格点は、次に掲げる式により算出する。

$$\text{価格点} = 200 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格点に端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入する。

- (3) 落札者となるべき合計点数の最も高い入札者が2人以上あるときは、技術点がより高い者を落札者とする。技術点及び価格点が同点の者が複数の場合には該当者の中でより低価格で入札した者を、同額の場合には当該入札者に後日くじを引かせ、落札者を決定する。

(4) 落札結果通知

落札者については、落札者決定後に書面により通知する。また、審査結果は入札に参加したすべての者に書面で通知する。

なお、評価結果に関する問い合わせ、異議申立ては、一切受け付けない。

(5) 落札者の公表等

落札者は、群馬県報に公示する。また、入札の結果は、群馬県ホームページ上で公開する。

1.2 契約に関する事項について

(1) 契約書（案）

別添様式6のとおり

(2) 契約書等の作成

落札者は、落札の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りでない。期間以内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。

- (3) 契約保証金は、規則199条第1項第3号の規定により免除する。

- (4) 契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

1.3 その他

- (1) 入札等に係る一切の費用は、入札者の負担とする。

(2) 入札参加確認結果通知書を受領した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、令和7年11月20日（木）午後4時までに「入札辞退届」（別紙様式7）を4（1）に提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

- (3) この入札説明書の交付を受けた者は、群馬県から提供を受けた入札関連の文書を、第

三者に漏らし、又は本件の委託業務手続以外の目的に供してはならない。

- (4) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 本入札執行については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令並びに規則など関係法令の定めによる。
- (6) 入札説明書等に対する質問方法等は、次による。

ア 質問

質問は、「質問書」(別紙様式8)を利用して、次のとおり提出すること。

①受付期間

令和7年10月17日(金)午前9時から11月10日(月)午後5時まで

②受付場所

入札説明書14「事務を担当する部署」

③提出方法

電子メールによる。

イ 回答(質問内容を含む。)

令和7年11月13日(木)午後5時までに、参加資格を満たした者すべてに、電子メールで回答する。

ウ 受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

14 事務を担当する部署

〒379-2142 群馬県前橋市下阿内町377-2

群馬県防災航空センター(担当 間嶋)

TEL 027-265-0200

FAX 027-265-6900

E-mail majima-ta@pref.gunma.lg.jp